	事務事業名	7	093	児童	童手当:	支給事業									
	担当組織			こども	健やか	\ 部	こど	も家庭	支援室	<u> </u>		担当	i	医	療・手当担当
ı	組織コード	R3 18		02	00	会計·款·項·目·大事業·中事業	R3	01	03	02	02	07	01	記入日	令和 3年 6月14日
ı	小口小以 一 1	R2	18	02	00		R2	01	03	02	02	08	01	ᇟᄉᆸ	11/11 04 07 141

		総合振興計画上の位置づけ	実施計画候補							
基本目標	01	子どもの成長と生涯にわたる学びのまち	〇 対象							
分野	01	子育て支援								
施策	02	子育て家庭への経済的支援	● 対象外							
事業期間	昭和	4 6年度 ~ 令和1 2年度								
根拠法令 通 達 等										
事業区分	● 法定受託事務 ○ 自治事務のうち義務的なもの ○ 自治事務のうち任意の									
対象	日本 護者	国内に居住する15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童(中学校修了前までの	児童)を養育している保							
事業目的	児童を養育している者に対し、子育てにかかる費用の一部を手当として支給することにより、家庭における生活の安定に寄									
事業内容	3歳未満の子は一律月額15,000円、小学校修了前までの第1子及び第2子は月額10,000円、第3子以降15,000円、中学生の子は 月額10,000円を支給。また、所得制限を超える場合は一律5,000円の特例給付となる。 事業内容									
実施主体	■₁	「による単独直営 □委託 (□3th・財団 □企業 □市民・NPO) □協働・協力	()							

2. 実施結果

			令和2年度		令和3年度		14年度		和5年度	令和6年度
			執行額(千円)	予算額 (千円)	計画額	〔(千円)	計画	額(千円)	計画額(千円)
			「児童手当法	<u> </u>	「児童手当法	「児	童手当法	Г	児童手当法	「児童手当法
		事 業 内 容	」による業務	务	」による業務	」に	よる業務	ال	による業務	」による業務
事業		事 業 費	2, 516, 272		2, 575, 868		2, 368, 561		2, 575, 868	2, 575, 868
薬		国庫支出金	1, 752,	491	1, 792, 317		1, 792, 317		1, 792, 317	1, 792, 317
の予算	財源	県支出金	374,	874	386, 133		386, 133		386, 133	386, 133
算	源[起 債		0	0		0		0	0
実績	内訳	その他		9	11		11		11	11
積		一般財源	388, 898		397, 407		190, 100	397, 407		397, 407
		人 件 費	9, 416	. 64	9, 416. 64		9, 416. 64		9, 416. 64	9, 416. 64
	投入	常勤職員	1. 36	人	1.36人	1.36 人			1.36人	1.36人
	人員	非常勤職員	1. 76	人	1.76人		1.76人		1.76人	1.76人
	事	事業費+人件費	2, 525,	689	2, 585, 285		2, 377, 978 2, 5		2, 585, 285	2, 585, 285
		指標名		単位	説明・算定	·	R 1 🖹		R2目標	
				712			R 1 実	[績	R 2 実績	R3実績
lΒ	活動		業PR		広報紙・HP等への)掲載回		4		4 4
標	1				数			6		6 –
目標達成状	活動		隊加による担当者	会	事務研究会参加回]数		2		2 2
	2		5 4 d		NE 50 1 c . 36 d to 30	,		0		3 –
状 況	成果		『制 作		過誤払い発生件数	Į.				0 0
1)(1							11		9 –
	成果									
	2)いずれかを達成	<i>t-</i>						

B:活動・成果のいずれかを達成した。

<判断理由>

目標達成 状況

の分析

過誤払いは、対象者の転出届の提出が遅れたり、支給対象外となったにも関わらず、消滅届の提出が遅れたりすることにより 発生しているものであり、手当支給業務自体は適切に実施している。引き続き申請時、広報等でも制度の周知を随時行い、適 切な実施に努めていく。

		評価結果		施策の目標達成に向けて貢献しているか。					
	30年度	1 年度	2年度	A:施策の目標達成に大いに貢献している。					
施策への貢献度	А	А	А	<判断理由> 平成24年6月から現行の制度が継続している。認定作業及び所得制限の適用については確実に実施し、遅滞なく適切に支給することにより、子育て家庭への経済的負担の軽減に貢献している。					
		評価結果		事業費・人件費の水準は適正か。					
	30年度	1年度	2年度	B:経費は適正な範囲である。					
経費水準	В	В	В	<判断理由> 事業の実施に必要な経費水準である。					
		評価結果		事業手法は適正か。					
	30年度	1 年度	2年度	B:事業手法は適正な内容である。					
事業手法	В	В	В	<判断理由> 法定受託事務であるため、法令に基づき実施している。					
		評価結果		受益の公平性と負担の適正化は図られているか。					
	30年度	1 年度	2年度	B:受益・負担は適正な範囲である。					
受益・負担の公平性	В	В	В	<判断理由> 法定受託事務であるため、法令に基づいた負担となっている。					

4. 令和2年度中に実施した見直し内容

	特になし
見直し内容	
	特になし
見直しの効果	

	○ 1現状で継続	○2拡大して継続	○3縮小して継続	○ 4 他事業と統合	○ 5休止
	● 6 その他見直し	〇 令和 4 年度で終了	〇 令和3年度で終了	○ 令和2年度で終了	
事業の方向性	<判断理由> 法定受託事務である。	ことから、制度の変更等	等がない限り、現状でΦ)継続となる。	
今後の取組方針	なく適正に実施する。 を減らしていけるよ から、情報連携や電-	また、過払い返還金に うな運用を図っていく。 子申請対応等、必要な耳	こついては、引き続き通 なお、児童手当事務に 対組に関しては、遅滞な	重正な管理を行っていくこのいては、マイナン/よく進めていく。また、	を給事務について、遅滞 くとともに、過払い自体 、一対応事務であること 令和4年6月1日から ことから、適切に対応し

事務事業名	7	7094 乳幼児医療費支給事業												
担当組織	且織 こど				か部	こど	も家庭	支援室	<u> </u>		担当	i	医	療・手当担当
組織コード	R3	R3 18 02 00 g		00	会計・款・項・目・大事業・中事業	R3	01	03	02	02	08	01	記入日	令和 3年 6月14日
和 一 「	R2			00	云山 秋 久 口 八事未 中事未		01	03	02	02	09	01	記入口	741 34 07 141

	総合振興計画上の位置づけ											
基本目標	01	子どもの成長と生涯にわたる学びのまち			〇 対象							
分野	01	子育て支援										
施策	02	子育て家庭への経済的支援	● 対象外									
事業期間	昭和	47年度 ~ 令和12年度										
根拠法令 通 達 等		市こども医療費条例 市こども医療費条例施行規則										
事業区分	○ 法定受託事務 ● 自治事務のうち義務的なもの ○ 自治事務のうち任意のもの											
対象	市内	に居住しており、国民健康保険又は社会保険に加	口入している義務	務教育就学前まで の 児童								
事業目的	1.00	6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるものを乳幼児とし、乳幼児に対する医療費の自己負担分を支給することにより、保護者の経済的負担を軽減し、乳幼児の保健の向上と福祉の増進を図る。										
事業内容	乳幼児の入院及び通院時の保険診療扱い分の医療費の助成(現物払い・償還払い)を行う。平成25年1月以降、現物給付分 は、国保連合会等に医療費支払業務を委託。											
実施主体	■市	īによる単独直営 ■委託 (■3セウ・財団	□企業 [」市民·NPO) ■協働·協力	(市内医療機関等)							

2. 実施結果

	_		令和2年度 執行額(千円))	令和3年度 予算額(千円)		14年度 〔(千円)		和5年度 額(千円)	令和6年度 計画額(千円)
	luli.	事業内容	乳幼児に係る医療費の助成	5	乳幼児に係る医療費の助成	乳幼	児に係る 費の助成	乳	幼児に係る 療費の助成	乳幼児に係る 医療費の助成
事	Į	事業費	237, 164		356, 209		404, 610		356, 209	356, 209
事業の予算		国庫支出金		0	0		0		0	0
予	財源	県支出金	43,	866	61, 909		61, 909		61, 909	61, 909
算.	源し	起 債		0	0		0		0	0
実績	内一訳	その他		11	11		11		11	11
積		一般財源	193, 287		294, 289		342, 690	342, 690 294, 289		294, 289
		人 件 費	11, 77	0. 8	11, 770. 8		11, 770. 8		11, 770. 8	11, 770. 8
	投入	常勤職員	1. 7	人	1.7人		1.7人		1.7人	1.7人
	人員	非常勤職員	2 人		2人	2人		2人		2人
	事	業費+人件費	248,	935	367, 980		416, 381		367, 980	367, 980
		指標名		単位	説明・算定	式	R 1 目 R 1 実		R 2 目標 R 2 実績	R 3 目標 R 3 実績
目煙	活動 ①	│ 乳幼児医療費支給 │	合事業の周知	回	広報紙・HPへの掲	引載数	2			2 2 3 -
目標達成状況	活動 ②									
状況	成果	乳幼児医療費支給	合事業登録割合	事業登録割合 %		対象住民のうち登録者の 占める割合		100 98. 4	10 97.	
	成果									_
		B : 活動・成果の)いずれかを達成し	した。						

B:活動・成果のいずれかを達成した。

目標達成 状況

の分析

対象住民には、他制度(重度医療、生活保護)での支給に該当する住民もいることから、本事業の目標はほぼ達成している。

<判断理由>

		評価結果		施策の目標達成に向けて貢献しているか。				
	30年度	1 年度	2年度	A:施策の目標達成に大いに貢献している。				
施策への貢献度	А	А	А	<判断理由> 医療費の一部負担金及び入院時の食事療養費が全額助成対象のため、子育て家庭への経済的支援として大いに貢献している。				
		評価結果		事業費・人件費の水準は適正か。				
	30年度	1 年度	2年度	B:経費は適正な範囲である。				
経費水準	В	В	В	<判断理由> 扶助費の抑制を図るため、広報やHPを活用し、適正な医療受診を呼び掛けている。				
		評価結果		事業手法は適正か。				
	30年度	1 年度	2年度	B:事業手法は適正な内容である。				
事業手法	В	В	В	<判断理由> 審査支払機関の審査を通しており、事務は適正に処理されている。				
		評価結果		受益の公平性と負担の適正化は図られているか。				
	30年度	1 年度	2年度	B:受益・負担は適正な範囲である。				
受益・負担の公平性	В	В	В	<判断理由> 所得制限等を設けず、すべての方が受けられる制度となっていることから、 ・負担の公平性は確保されている。				

4. 令和2年度中に実施した見直し内容

	特になし
見直し内容	
	特になし
見直しの効果	

	〇 1 現状で継続	● 2拡大して継続	○3縮小して継続	〇 4 他事業と統合	○ 5休止
	○ 6 その他見直し	〇 令和 4 年度で終了	○ 令和3年度で終了	〇 令和 2 年度で終了	
事業の方向性	施する。 また、令和4年10月		こおいて未就学児を対象		ることから、継続して実入されることに伴い、本
今後の取組方針	今後においても、適正	E受診についての啓発・	・周知を実施し、制度の)安定的な運用を図って	cu'd.

事務事業名	30	30504 こども医療費支給事業												
担当組織	こども健やか部					こども家庭支援室				担当	三当 医療・手当担当			
組織コード	R3	18	02	00	会計・款・項・目・大事業・中事業	R3	01	03	02	02	08	02	記入日	令和 3年 6月14日
	R2	18	02	00		R2	01	03	02	02	09	02	ᇟᄉᆸ	

		総合振興計画上の位置づ	がけ		実施計画候補						
基本目標	01	子どもの成長と生涯にわたる学びのまち			〇 対象						
分野	01	子育て支援									
施策	02	子育て家庭への経済的支援		● 対象外							
事業期間	平成	21年度 ~ 令和12年度									
根拠法令 通 達 等		市こども医療費条例 市こども医療費条例施行規則									
事業区分	0	○ 法定受託事務 ○ 自治事務のうち義務的なもの ● 自治事務のうち任意のもの									
対象		に居住しており、国民健康保険又は社会保険に加 童、入院は18歳到達後最初の3月31日までの児童	入している就学	学後の子どもで、外来は15歳到	達後最初の3月31日まで						
事業目的		実施している乳幼児医療費支給事業に上乗せして 療費の助成をすることで、保護者への経済的支援									
事業内容		教育就学児の入院及び通院時の保険診療扱い分の 付分は、国保連合会等に医療費支払業務を委託。									
実施主体	■市	īによる単独直営 ■委託 (■3セウ・財団	□企業 [□市民·NPO) ■協働·協力	(市内医療機関等)						

2. 実施結果

			令和2年度 執行額(千円		令和3年度 予算額(千円)		14年度 〔(千円)		î和5年度 ī額(千円)	令和6年度 計画額(千円)
	1	事業内容	就学後の子供に医療費を支給	ŧ	就学後の子供に医療費を支給	就学	後の子供療費を支	就	学後の子供 医療費を支	就学後の子供に医療費を支給
事		事業費	311,	060	419, 405	465, 972		419, 405		419, 405
事業の予算		国庫支出金		0	0		0		0	0
予	財	県支出金		0	0		0		0	0
身・	財	起 債		0	0		0		0	0
実績	訳	その他		0	0		0		0	0
頹		一般財源	311, 060		419, 405	465, 972			419, 405	419, 405
		人 件 費	11, 770. 8		11, 770. 8		11, 770. 8		11, 770. 8	11, 770. 8
	投入	常勤職員	1.7人		1.7人		1.7人		1.7人	1.7人
	人員	非常勤職員	3人		3 人		3 人		3人	3人
	事	業費+人件費	322,	831	431, 176		477, 743		431, 176	431, 176
		指標名		単位	説明・算定]式	R 1目 R 1実		R 2 目標 R 2 実績	R 3 目標 R 3 実績
目標	活動 ①	こども医療費支給	計事業の周知	回	広報紙・HPでの年	間PR		3		2 2 3 — 2
目標達成状況	活動 ②									_
状況	成果	こども医療費支給	事業登録割合	%	対象住民のうち登 占める割合	登録者の	録者の		9	
	成果									_
		A:活動・成果と	もに達成した。					•		

A:活動・成果ともに達成した。

目標達成 状況 の分析 <判断理由>

対象住民には、別制度(ひとり親医療、生活保護、重度医療)での支給に該当する住民もいることから、本事業の目標は達成している。

		評価結果		施策の目標達成に向けて貢献しているか。					
	30年度	1 年度	2年度	A:施策の目標達成に大いに貢献している。					
施策への貢献度	А	А	А	<判断理由> 医療費の一部負担金及び入院時の食事療養費が全額助成対象のため、子育て家庭への経済的支援として大いに貢献している。令和元年10月診療分から入院について18歳年度末まで対象を拡大した。					
		評価結果		事業費・人件費の水準は適正か。					
	30年度	1年度	2年度	B:経費は適正な範囲である。					
経費水準	В	В	В	<判断理由> 扶助費の抑制を図るため、広報やHPを活用し、適正な医療受診を呼び掛けている。					
		評価結果		事業手法は適正か。					
	30年度 1年度 2年度			B:事業手法は適正な内容である。					
事業手法	в в в		В	<判断理由> 審査支払機関の審査を通しており、事務は適正に処理されている。					
		評価結果		受益の公平性と負担の適正化は図られているか。					
	30年度	1年度	2年度	B:受益・負担は適正な範囲である。					
受益・負担の公平性	В	В	В	<判断理由> 所得制限等を設けず、すべての方が受けられる制度となっていることから、受益・負担の公平性は確保されている。					

4. 令和2年度中に実施した見直し内容

	特になし
見直し内容	
	特になし
見直しの効果	

	〇 1現状で継続	● 2拡大して継続	○3縮小して継続	○ 4 他事業と統合	〇 5休止						
	○6その他見直し	〇 令和 4 年度で終了	〇 令和3年度で終了	○ 令和2年度で終了							
事業の方向性											
			^{総額の増加が見込まれる} ・周知を実施し、制度 <i>の</i>	· -	71.7						
A (// - T. /F A)	フ後においても、適I 	E文形に りいての合光	・周和を美心し、削及り	7女 足的な理用を図り、							
今後の取組方針											

事務事業名	22	22042 小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業												
担当組織	こども健やか部					こども家庭支援室				担当	i	医療・手当担当		
組織コード	R3	18	02	00	会計・款・項・目・大事業・中事業	R3	01	03	02	02	09	01	記入日	令和 3年 6月14日
	R2	18	02	00	公司 巛 吳 口 八手术 干手术	R2	01	03	02	02	10	01	心人口	

		総合振興計画上の位置づけ	実施計画候補								
基本目標	01	子どもの成長と生涯にわたる学びのまち	〇 対象								
分野	01	子育て支援									
施策	02	子育て家庭への経済的支援	」 ● 対象外								
事業期間	平成	.17年度 ~ 令和12年度									
根拠法令 通 達 等	実施	県小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業 要綱、戸田市小児慢性特定疾病児童日常生活用 付事業実施要綱 施政方針									
事業区分	○ 法定受託事務 ● 自治事務のうち義務的なもの ○ 自治事務のうち任意のもの										
対象	埼玉	県小児慢性特定疾病医療給付事業の対象として、受給者証の交付を受けた者									
事業目的		生活を営むのに著しく支障のある在宅の小児慢性特定疾病児で、埼玉県の小児慢性特定疾病医 る者に対し、特殊寝台等の日常生活用具を給付することで、日常生活の便宜を図る。	療給付事業の対象になっ								
事業内容	在宅	在宅の小児慢性特定疾病児童に対する日常生活用具の給付									
実施主体	■市	市による単独直営 □委託 (□3セク・財団 □企業 □市民·NPO) □協働・協力	()								

2. 実施結果

	<u> </u>	A 7 1 7								
			令和2年度 執行額(千円		令和3年度 予算額(千円)		14年度 (千円)		和5年度 領(千円)	令和6年度 計画額(千円)
		事 業 内 容	小児慢性特別 疾病児童日常 生活用具給作	Ē	小児慢性特定 疾病児童日常 生活用具給付	小児 疾病	慢性特定 児童日常 用具給付	小児 疾症	程慢性特定 時児童日常 時用具給付	小児慢性特定 疾病児童日常 生活用具給付
事		事 業 費		44	347		347		347	347
事業の予算		国庫支出金		0	0		0		0	0
予	財源	県支出金		21	173		173		173	173
	源	起 债		0	0		0		0	0
実績	内訳	その他		0	0		0		0	0
傾		一般財源		23	174		174		174	174
		人 件 費	484				484. 68		484. 68	484. 68
	投入	常勤職員	0. 07	人	0.07人		0.07人		0.07人	0.07人
	人員		0	人	0人		0人		0人	0人
	事	業費+人件費		529	832		832		832	832
		指標名		単位	説明・算定	'式	R 1目 R 1其		R2目標 R2実績	R 3 目標 R 3 実績
目標	活動 ①	広報紙等による事	業PR	回	広報紙・HP等へ 回数	の掲載		1	1	1 – 1
目標達成状	活動 (2)									_
状況	成果	日常生活用具給付	十件数	件	年間の給付件数			1 3		1 –
	成果									_
		A:活動・成果と	:もに達成した。		•			1		
目标	票達成			タルルン	がに終せた字旋士	7				

日保達成 状況

対象者は限られているが、申請の際には適切に給付を実施する。

の分析

		評価結果		施策の目標達成に向けて貢献しているか。				
	3 0 年度	1 年度	2年度	B:施策の目標達成に貢献している。				
施策への貢献度	В	В	В	<判断理由> 県及び市要綱に基づき、適正に給付されている。				
		評価結果		事業費・人件費の水準は適正か。				
	30年度	1 年度	2年度	B:経費は適正な範囲である。				
経費水準	В	В	В	<判断理由> 事業の実施に必要な経費水準である。				
		評価結果		事業手法は適正か。				
	30年度	1年度	2年度	B:事業手法は適正な内容である。				
事業手法	В	В	В	<判断理由> 県の通知等を参考としながら、適正に事務処理を行っている。				
		評価結果		受益の公平性と負担の適正化は図られているか。				
	30年度	1 年度	2年度	B:受益・負担は適正な範囲である。				
受益・負担の公平性	В	В	В	<判断理由> 市要綱に基づき、受益・負担は適正な範囲となっている。				

4. 令和2年度中に実施した見直し内容

	特になし
見直し内容	
	特になし
見直しの効果	

	● 1 現状で継続	○2拡大して継続	○3縮小して継続	○ 4 他事業と統合	○ 5休止
	○ 6 その他見直し	〇 令和 4 年度で終了	〇 令和3年度で終了	○令和2年度で終了	
事業の方向性	<判断理由> 当事業の年間申請件数	数は少ないが、県で定め	りられた事業であること	<u>・</u> から現状のまま継続を	をする。
今後の取組方針	事業の実施にあたって	ては、今後も市要綱に割	をづき適正に給付して し	\\\ \cdot \\	

	事務事業名	50	50967 少子化対策事業													
	担当組織			こども	健やか	小部	こども家庭支援室					担当	担当 子育て支援担当			
ĺ	組織コード	R3	18	02	00	会計·款·項·目·大事業·中事業	R3	01	03	02	02	11	05	記入日	令和 3年 6月11日	
ı	小口小以 一 「	R2	18	02	00		R2	01	03	02	02	12	05	心人口	174 04 05110	

	総合振興計画上の位置づけ 実施計画候補											
基本目標	01	子どもの成長と生涯にわたる学びのまち			〇 対象							
分野	01	子育て支援										
施策	02	子育て家庭への経済的支援										
事業期間	令和	元年度 ~ 令和12年度										
根拠法令 通 達 等	戸田	戸田市多子世帯応援クーポン事業実施要綱 子ども・子育て支援事業計画 関連計画 施政方針										
事業区分	0	○ 法定受託事務 ○ 自治事務のうち義務的なもの ● 自治事務のうち任意のもの										
対象	第3	第3子以降の子どもが誕生した世帯										
事業目的	多子	多子世帯の育児にかかる経済的負担を軽減し、子育てしやすい環境を提供することを目的とする。										
事業内容		第3子以降の子どもが出生した世帯に対し、各種子育て支援サービスに利用できるチケットを発行し、経済的負担の軽減を 図る。										
実施主体	□∄	「による単独直営 ■委託 (□3th・財団	■企業	」市民·NPO) □協働·協力	()							

2. 実施結果

			令和2年度		令和3年度	令和]4年度	令	ì和5年度	令和6年度
			執行額(千円		予算額(千円)		〔(千円)		ī額(千円)	計画額(千円)
			多子世帯を対		多子世帯を対	1	世帯を対		子世帯を対	多子世帯を対
		事 業 内 容	象に子育てき	F	象に子育てチ	象に子育てチ		象に子育てチ		象に子育てチ
			ケットの支給		ケットの支給	ケッ	トの支給	ケ	ットの支給	ケットの支給
事業		事 業 費	7, 676		7, 895		8, 821		7, 895	7, 895
美 の	国庫支出金		0		0		0		0	0
の予算	財 県支出金		3,	475	3, 946		3, 946		3, 946	3, 946
算	財源	起債		0	0		0		0	0
実績	内。	その他	0		0	0		0		0
績	一般財源		4,	201	3, 949		4, 875		3, 949	3, 949
	人 件 費		900	. 12	1, 107. 84		1, 107. 84		1, 107. 84	1, 107. 84
	投入	常勤職員	0. 13	人	0.16人	0.16人			0.16人	0.16人
	人員	非常勤職員	0. 03	人	0.03人		0.03人		0.03人	0.03人
	事		8,	576	9, 003	9, 003			9, 003	9, 003
		 指標名		単位	説明・算定	· 	R1	標	R 2 目標	R3目標
		拍标句		半心	. 一	<u>:</u> I(R 1 実	[績	R2実績	R3実績
le	活重	力 広報紙等による事	業PR		広報紙やHPへの)掲載、		3		3 3
標	1				チラシ配布の回数	ţ		4		6 –
目標達成状	活動									
成	2									
	成果			%	第3子以降出生世			85	8	
況	1				ち、申請した世帯	の割合		81	9	3 –
	成果									
	2		1,->+-1:1							
		■ Δ · 活動・成果と	・チリニ i茎 fō l . <i>f</i> -							

A:活動・成果ともに達成した。

<判断理由>

目標達成

状況 の分析 広報掲載、HP掲載、チラシ配布に加えて、第3子が生まれた対象世帯へ勧奨通知を発送し申請を促すことで事業周知を図り、 申請率についても目標を達成することが出来たため。

		評価結果		施策の目標達成に向けて貢献しているか。				
	3 0 年度	1 年度	2年度	B:施策の目標達成に貢献している。				
施策への貢献度	В	В	В	<判断理由> 経済的負担の大きい多子世帯に対して、各種子育でサービスやおむつ、ミルクなどの購入に利用できるクーポンを提供することで、経済的な負担を軽減することができている。				
		評価結果		事業費・人件費の水準は適正か。				
	30年度	1 年度	2年度	B:経費は適正な範囲である。				
経費水準	В	В	В	<判断理由> 県と共通する部分については経費節減が出来ている。また、県の補助金を活用、市の負担を抑えることができている。				
		評価結果		事業手法は適正か。				
	3 0 年度 1 年度 2 年度			B:事業手法は適正な内容である。				
事業手法	В	В	В	<判断理由> 県が行うチケット事業への上乗せの形をとることで、利用者にとっては申請が一度で済むという利点がある。				
		評価結果		受益の公平性と負担の適正化は図られているか。				
	30年度	1 年度	2年度	B:受益・負担は適正な範囲である。				
受益・負担の公平性	В	В	В	<判断理由> 市要綱に基づき、適正な運用となっている。				

4. 令和2年度中に実施した見直し内容

	特になし。
見直し内容	
	特になし。
見直しの効果	

	● 1現状で継続	○2拡大して継続	○ 3縮小して継続	○ 4他事業と統合	○ 5 休止						
	○6その他見直し	〇 令和 4 年度で終了	○令和3年度で終了	〇 令和 2 年度で終了							
事業の方向性	〈判断理由〉 事業開始後2年目となり、県や委託先との調整、利用者への周知などを円滑に実施することができ、多子世帯の 経済的負担の軽減を図ることが出来た。引き続き現状の体制を維持し、安定的な事業運営に取り組んでいく。										
			め、県での事業推進体制 効的な広報周知の検討・	·	ら事業を実施していく。						
今後の取組方針											

事務事業名	52	52201 子育て世帯への臨時特別給付金支給事業													
担当組織			こども	健やな	か部	こど	も家庭	支援室	<u> </u>		担当	i	医	療・手当担当	
組織コード	R3	18	02	00	会計・款・項・目・大事業・中事業	R3	01	03	02	02	15	01	記入日	令和 3年 6月14日	
小丘小队 一	R2	32 18 02 00		00	ZII M A C 774 174	R2	01	03	02	02	15 l	01	ᇟᄉᆸ	1340 07 073140	

	総合振興計画上の位置づけ											
基本目標	01	子どもの成長と生涯にわたる学びのまち			〇 対象							
分野	01	子育て支援										
施策	02	02 子育て家庭への経済的支援 ● 対										
事業期間	令和	2年度 ~ 令和2年度										
根拠法令 通 達 等		府通知(令和2年4月13日付け) 市子育て世帯への臨時特別給付金支給事業実施										
事業区分	0	○ 法定受託事務 ● 自治事務のうち義務的なもの ○ 自治事務のうち任意のもの										
対象	令和	令和2年4月分(新高校1年生等の場合は3月分)の児童手当受給者(本則給付)。										
事業目的		新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯の生活を支援する取組の一環として、児童手当(本則給付)を受給する世帯(O歳~中学生のいる世帯)に対し、臨時特別の給付金(一時金)を支給する。										
事業内容	市か	令和2年4月分(新高校1年生等の場合は3月分)の児童手当受給者(本則給付)し、対象児童1人につき1万円を支給する。 市から児童手当が支給されている人は贈与契約により自動支給、児童手当が所属庁から支給されている公務員については市 への申請により支給される。										
実施主体	■市	īによる単独直営 □委託 (□3セク・財団	□企業 [□市民·NPO) □協働·協:	b ()							

2. 実施結果

			令和2年度		令和3年度		4年度	令和5年度	令和6年度
			執行額(千円 子育て世帯へ		予算額(千円) 令和2年度国	計画額	[(千円)	計画額(千円)	計画額(千円)
		事業内容	の臨時特別約		庫負担金返還				
			付金支給事業	Ě					
事		事業費	198, 007		1	0		0	0
業		国庫支出金	191,	470	0		0	0	0
事業の予算	╽ _╊ ╁┞	県支出金		0	0		0	0	0
算	財源内訳	 起			0		0	0	0
実績	訳	その他		0	0		0	0	0
績		一般財源	6,	537	1		0	0	0
		人 件 費	3,	462	0		0	0	0
	投入	常勤職員	0. 5	人	0人		0人	0人	0人
	人員	非常勤職員	的動職員 0.		0人		0人	0人	0人
	事	事業費+人件費 2		469	1		0	0	0
		指標名		単位	説明・算定	式	R 1 目 R 1 算		
且	活動		よる周知	0	広報1回、通知1	回	-		2 –
標	<u>1</u> 活動		 =数	件	申出があった件数	<u> </u>			0
成	2)		1+					0 –
目標達成状況	成集								_
.,,	成果	<u> </u>							
	2								
l_,	= \+ _	一:未設定							
	漂達成	大 <判断理由>							
	伏況								
	分析								
	ולא־כלי								

3.計徶和未				
		評価結果		施策の目標達成に向けて貢献しているか。
	30年度	1 年度	2 年度	一:未設定
施策への貢献度	_	_	_	<判断理由>
		評価結果		事業費・人件費の水準は適正か。
	30年度	1 年度	2年度	一:未設定
経費水準	_	_	-	<判断理由>
		評価結果		事業手法は適正か。
	30年度 1年度 2年度			一:未設定
事業手法	_	ı	ı	<判断理由>
		評価結果		受益の公平性と負担の適正化は図られているか。
	30年度	1 年度	2年度	一:未設定
受益・負担の公平性	-	-	-	<判断理由>

4	令和2	年度中	に実施し	た見直し	1.内容
τ .	131711 ~	T/X 'I'	1 	ノーンじほり	ファッコ

見直し内容	
見直しの効果	

	│ ○ 1 現状で継続	○2拡大して継続	○ 3縮小して継続	○ 4 他事業と統合	○ 5休止
	○6その他見直し	〇 令和 4 年度で終了	● 令和3年度で終了	〇 令和 2 年度で終了	
事業の方向性		感染症対策としての臨 「発生した場合は、適切			
	単年度事業である。				
今後の取組方針					

事務事業名	7	099	母于	子生活	活支援施設入所事業										
担当組織		こども健やか部					こども家庭支援室					担当 こども家庭相談担当			
組織コード	R3	18	02	00	会計・款・項・目・大事業・中事業	R3	01	03	02	03	01	01	記入日	令和 3年 6月17日	
小丘小蚁 —— 1	R2	18	02	00		R2	01	03	02	03	01	01	ᇟᄉᆸ	1141 04 07 17 1	

		総合振興計画上の位置づ	がけ		実施計画候補							
基本目標	01	子どもの成長と生涯にわたる学びのまち			〇 対象							
分野	01											
施策	02	02 子育て家庭への経済的支援 ● 対象外										
事業期間	平成	17年度 ~ 令和12年度										
根拠法令 通 達 等	児童	児童福祉法 関連計画 施政方針										
事業区分		● 法定受託事務 ○ 自治事務のうち義務的なもの ○ 自治事務のうち任意のもの										
対象	子供	の福祉を必要とする、配偶者のいない女性とその	養育すべき18	歳未満の子どもの世帯								
事業目的	母子	母子生活支援施設における母子保護を実施し、もって母子家庭の福祉に資するものとする。										
事業内容	経済的に困窮する母子家庭に住居の提供及び生活指導を行い、生活の安定を図るとともに自立を促進する。											
実施主体	□∄	うによる単独直営 ■委託 (■3セク・財団	□企業	」市民·NPO) □協働·協力	()							

2. 実施結果

			令和2年度 執行額(千円)		令和3年度 予算額(千円)		14年度 [(千円)		和5年度 額(千円)	令和6年度 計画額(千円)
	事業内容		母子生活支援 施設入所事業	호	母子生活支援 施設入所事業	母子	生活支援入所事業	母子	2生活支援 设入所事業	母子生活支援 施設入所事業
事		事 業 費	79,	903	102, 546	107, 307		102, 546		102, 546
事業の		国庫支出金	39,	903	51, 062		51, 062	51, 062		51, 062
予算	財	県支出金	19,	951	25, 531		25, 531		25, 531	25, 531
算・	財源内訳	起債		0	0		0		0	0
実績	訳[その他		379	1, 954		1, 954	1, 954		1, 954
績		一般財源	19, 670		23, 999	28, 760		23, 999		23, 999
		人 件 費	2, 769. 6		2, 769. 6		2, 769. 6		2, 769. 6	2, 769. 6
	投入	常勤職員	0.4人		0.4人		0.4人		0.4人	0.4人
	人員	非常勤職員	0人		0人		0人		0人	0人
	事	事業費+人件費	82,	673	105, 316		110, 077		105, 316	105, 316
		指標名		単位	説明・算定]式	R 1目 R 1実		R 2 目標 R 2 実績	R 3 目標 R 3 実績
且	活動 (1		ばお導回数	回	入所者面談など処 指導回数	退出上の		20 15		
目標達成状況	活 (2)				1日等凹数			10		
※	成果 施設退所者数				年間施設退所者数					5 5
沈	1							7		1 –
	成果 ②									_

C:活動・成果ともに達成できなかった。

目標達成 状況

の分析

<判断理由>

施設入所者数自体が減少したため実績値が目標を下回った面もある中、入所者全員には細やかに定期面談を実施し、助言、指導を行っていることから、目標は達成できていると判断した。

0. 矿圆帽木								
		評価結果		施策の目標達成に向けて貢献しているか。				
	30年度	1 年度	2 年度	B:施策の目標達成に貢献している。				
施策への貢献度	В	В	В	<判断理由> 母子保護による母子家庭に対する経済的支援、自立に向けた支援を実施することにより、母子福祉の向上が図られている。				
		評価結果		事業費・人件費の水準は適正か。				
	30年度	1年度	2 年度	B:経費は適正な範囲である。				
経費水準	В	В	В	<判断理由> 入所措置等は国によって基準が定められている。				
		評価結果		事業手法は適正か。				
	30年度	1 年度	2年度	B:事業手法は適正な内容である。				
事業手法	В	В	В	<判断理由> 母子保護の実施は、福祉事務所が実施すると児童福祉法で定められている。				
		評価結果		受益の公平性と負担の適正化は図られているか。				
	30年度	1年度	2年度	B:受益・負担は適正な範囲である。				
受益・負担の公平性	В	В	В	< 判断理由> 児童福祉法にて、18歳未満の子を養育する母子家庭が対象となっており、2 者負担は「戸田市社会福祉施設入所者等に係る費用の徴収に関する規則」によ ものとなっている。				

4. 令和2年度中に実施した見直し内容

	特になし
見直し内容	
	特になし
見直しの効果	

	● 1 現状で継続	○2拡大して継続	○3縮小して継続	○ 4 他事業と統合	○ 5休止
	○ 6 その他見直し	〇令和4年度で終了	〇 令和3年度で終了	○ 令和 2 年度で終了	
事業の方向性	<判断理由> 母子生活支援施設入所 る。	所による母子保護の実施	もは、経済的支援ととも も	らに、子育て支援及び₽	母子家庭の自立が図られ
今後の取組方針	< ∘				≿支援の充実を図ってい リ組みに関しては遅滞な

事務事業名	7	100	助產	産施設.	所事業										
担当組織	こども健やか部					こども家庭支援室					担当 こども家庭相談担当			も家庭相談担当	
組織コード	R3	18	02	00	会計·款·項·目·大事業·中事業	R3	01	03	02	03	01	02	記入日	令和 3年 6月17日	
小山・小山 一 ト	R2	18	02	00		R2	01	03	02	03	01	02	ᇟᄉᆸ	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	

		総合振興計画上の位置づ	i け		実施計画候補							
基本目標	01	子どもの成長と生涯にわたる学びのまち			〇 対象							
分野	01	1 11 12 110										
施策	02	2 子育て家庭への経済的支援										
事業期間	昭和	 2 6年度 ~ 令和 1 2年度										
根拠法令 通 達 等	児童	福祉法	関連計画 施政方針									
事業区分	•	● 法定受託事務 ○ 自治事務のうち義務的なもの ○ 自治事務のうち任意のもの										
対象		事務所の所管区域内における妊産婦が、保健上必 ない妊産婦。	要があるにもか	かわらず、経済的理由により	入院助産を受けることの							
事業目的	経済	的に困窮している妊産婦を優先的かつ速やかに助	産施設へ入所措	計置し、母体及び新生児の安全	を確保する。							
事業内容	経済	的に困窮していて、入院・分娩の費用を捻出する	ことができない	∖妊産婦を助産施設へ入所措置	する。							
実施主体	□큐	市による単独直営 ■委託 (■3tか・財団	□企業 □	」市民·NPO) □協働·協力	()							

2. 実施結果

			令和2年度		令和3年度		14年度		和5年度	令和6年度
			執行額(千円		予算額(千円)		[(千円)		ī額(千円)	計画額(千円)
			児童福祉法第		児童福祉法第		福祉法第		童福祉法第	児童福祉法第
		事 業 内 容	2.2条[助西	Ĕ	2 2 条[助産	2 2	条[助産	2	2条[助産	2 2 条[助産
		•	の実施] によ	-	の実施]によ		施] によ		実施] によ	の実施]によ
			る委託		る委託	る委託		る	委託	る委託
事		事 業 費		691	3, 300		3, 300		3, 300	3, 300
耒 の		国庫支出金		346	1, 608		1, 608		1, 608	1, 608
事業の予算	財	県支出金		173	804		804		804	804
算.	財源内訳	起 債		0	0		0		0	0
実績	訳	その他		0	84		84	84		84
績		一般財源		172	804	804			804	804
	人 件 費			. 16	623. 16	623. 16			623. 16	623. 16
	投力	常勤職員	0. 09	人	0.09 人		0.09人		0.09人	0.09人
	人員	非常勤職員	0	人	0人		0人		0人	0人
	Ę	事業費+人件費	1, 314		3, 923	3, 92			3, 923	3, 923
		指標名		単位	説明・算定	· - 	R1E		R2目標	R 3 目標
				712		. = 0	R 1 実	[績	R2実績	R3実績
lΒ	活動		SPR		広報等掲載回数			1	•	1
標								1		1 –
目標達成状況	活動)								_
猴		成果 年間利用者数			年間利用者数			5		5 5
況	(1			人	115717711122			8		2 –
	成男	E								
	(2									_
		B:活動・成果の)いずれかを達成し	した。						

<判断理由>

目標達成 状況

児童福祉法第22条による助産の実施である。申請数については、予測がつかないところである。

の分析

		評価結果		施策の目標達成に向けて貢献しているか。
	30年度	1 年度	2年度	B:施策の目標達成に貢献している。
施策への貢献度	В	В	В	<判断理由> 経済的理由により、入院助産を受けることのできない妊産婦に対して、適正に入 所事業を実施した。
		評価結果		事業費・人件費の水準は適正か。
	30年度	1年度	2年度	B:経費は適正な範囲である。
経費水準	В	В	В	<判断理由> 入所措置後は、国によって基準が定められている。
		評価結果		事業手法は適正か。
	30年度	1 年度	2年度	B:事業手法は適正な内容である。
事業手法	В	В	В	<判断理由> 児童福祉法により、福祉事務所が実施することと規定されている。
		評価結果		受益の公平性と負担の適正化は図られているか。
	30年度	1 年度	2年度	B:受益・負担は適正な範囲である。
受益・負担の公平性	В	В	В	<判断理由> 経済的に困窮している妊産婦を対象として、負担は「戸田市社会福祉施設入所者等に係る費用の徴収に関する規則」に規定されている。

4. 令和2年度中に実施した見直し内容

	特になし。
 見直し内容 	
	特になし
見直しの効果	

	● 1 現状で継続	○2拡大して継続	○3縮小して継続	○ 4 他事業と統合	○ 5休止
	○6その他見直し	○令和4年度で終了	○ 令和3年度で終了	○ 令和 2 年度で終了	
事業の方向性	<判断理由> 児童福祉法に基づき、 いく。	経済的に困窮している	る妊産婦を助産施設 <i>へ入</i>	、所措置し、母体及び業	所生児の安全を確保して
今後の取組方針	事業の適切な実施に多なお、同業務について く進めていく。		5事務であることから、	情報連携等必要な取り	J組みに関しては遅滞な

事務事業名	7	101	児童	直扶養	手当支給事業									
担当組織			こども	健やか	\ 部	こども家庭支援室					担当	i	医织	療・手当担当
組織コード	R3	18	02	00	会計·款·項·目·大事業·中事業	R3	01	03	02	03	02	01	記入日	令和 3年 6月14日
	R2	18	02	00	ZII 3X X I X X X I X X	R2	01	03	02 l	03	02	01		1348 0 - 071111

		総合振	興計画上の位置で	がけ			実施計画候補						
基本目標	01	子どもの成長と生涯にわた	る学びのまち				〇 対象						
分野	01	子育て支援											
施策	02	2 子育て家庭への経済的支援 ● 対象外											
事業期間	昭和	36年度 ~ 令和12年度											
根拠法令 通 達 等	戸田	扶養手当法 市の区域内に住所を有するき の認定及び支給に関する規!		関連計画 施政方針	戸田市子ども・	子育て支援事	業計画						
事業区分	•	法定受託事務	○ 自治事務のうち義	義務的なもの	〇自	治事務のうち	任意のもの						
対象		の解消等で、単身で満18歳の は養育者で、前年所得が所			章害がある場合は	20歳まで)を	養育している父又は母若						
事業目的		の婚姻解消等で、父又は母。 童扶養手当を支給すること!			育している家庭の	生活の安定と	自立促進に寄与するため						
事業内容	月額	歳の年度末(一定の障害の 10,190円、第3子以降の児童 -は月額10,180円〜5,100円、	は月額6,110円が加算	「される。また 、	一部支給として	は第1子に月額							
実施主体	■市	による単独直営	委託 (□3セク・財団	□企業	□市民·NPO)	□協働·協力	()						

2. 実施結果

			令和2年度		令和3年度		14年度		和5年度	令和6年度
			執行額(千円		予算額(千円)		〔(千円)		額(千円)	計画額(千円)
			「児童扶養ョ		「児童扶養手	1	童扶養手	-	見童扶養手	「児童扶養手
		事 業 内 容	当法」による	5	当法」による	1	」による		去」による	当法」による
			業務		業務	業務		業	務	業務
事業		事 業 費	363, 870		392, 111		371, 038		392, 111	392, 111
 の		国庫支出金	123,	081	130, 050		130, 050		130, 050	130, 050
の予算	財源	県支出金		0	0		0		0	0
算	源	起債		0	0		0		0	0
実績	内一訳	その他		3	4		4		4	4
績	一般財源		240, 786		262, 057	240, 984		262, 057		262, 057
		人 件 費	7, 339	. 44	7, 339. 44		7, 339. 44		7, 339. 44	7, 339. 44
	投入	常勤職員	1.06	人	1.06人		1.06人		1.06人	1.06人
	人員		1. 28	人	1. 28 人	1. 28 .			1.28人	1. 28 人
			371, 209		399, 450	378, 377			399, 450	399, 450
		北井		14 /T			R 1 🖹	標	R 2 目標	R3目標
		指標名		単位	説明・算定	工	R 1 実		R2実績	R3実績
le	活動	事業の周知を図る	<u>, </u>		広報紙・HPへの掲	載及び		3		3 3
糧	1				個別通知			4		4 –
達	活動	児童扶養手当支給	合件数	件	振込みした件数		2	, 679	4, 50	0 4, 500
目標達成状	2			'''			3	, 887	4, 36	1 –
状	成果	児童扶養手当受給	資格者数		年度末手当受給資	译格者数		900	90	0 900
況	1			<u> </u>				849	82	•
	成果	児童扶養手当支給	金額	円	総支払金額			395, 680, 000 383, 322, 00		
	2			' '			472, 104	, 410	358, 432, 96	0 -
		B:活動・成果σ)いずれかを達成	.t-						

B:活動・成果のいずれかを達成した。

<判断理由>

目標達成

状況 の分析 認定請求者数は増加傾向にあるものの、年間を通じての転出入者数も多いことから、受給者数は微減となっている。

ひとり親世帯は、増加傾向がみられることから、今後においても適切に事業を実施していく。

		評価結果		施策の目標達成に向けて貢献しているか。
	30年度	1 年度	2年度	A:施策の目標達成に大いに貢献している。
施策への貢献度	A A A			<判断理由> 婚姻の解消等で受給者が増加する中、手当の周知を行い、適正に支給することが でき、対象世帯の経済的負担の軽減に貢献している。
		評価結果		事業費・人件費の水準は適正か。
	30年度	1 年度	2年度	B:経費は適正な範囲である。
経費水準	В	В	В	<判断理由> 事業の実施に必要な経費水準である。
		評価結果		事業手法は適正か。
	30年度	1 年度	2年度	B:事業手法は適正な内容である。
事業手法	в в в			<判断理由> 法定受託事務であるため、法令に基づき実施している。
		評価結果		受益の公平性と負担の適正化は図られているか。
	30年度	1 年度	2年度	B:受益・負担は適正な範囲である。
受益・負担の公平性	В	В	В	<判断理由> 法定受託事務であるため、法令に基づいた負担となっている。

4. 令和2年度中に実施した見直し内容

	児童扶養手当法の一部改正により令和3年3月分から障害年金等受給者の児童扶養手当の算出方法が変更となっ
	た。
見直し内容	
	 障害年金を受給しているひとり親家庭の方が児童扶養手当を受給できるようになり、家計の安定に寄与した。
	FILE AND COUNTY OF THE PROPERTY OF THE PROPERT
日本しの社田	
見直しの効果	

	● 1現状で継続	○2拡大して継続	○ 3縮小して継続	○ 4他事業と統合	〇 5休止
	○6その他見直し	〇 令和 4 年度で終了	〇 令和3年度で終了	〇 令和 2 年度で終了	
事業の方向性	<判断理由> 本制度は法定受託事務 していく。	客であり、市単独での 変	変更はできないが、受 終	合者の動向を見据えなが	^{がら、適切な運用を実施}
今後の取組方針					务については、マイナン 帯なく進めていくことと

	事務事業名	7	095	ひる	とり親家庭等医療費支給事業										
	担当組織	こども健やか部						こども家庭支援室				担当	担当 医療・手当担当		
I	組織コード	R3	18	02	00	会計·款·項·目·大事業·中事業	R3	01	03	02	03	03	01	記入日	令和 3年 6月14日
ı	和 一 1	R2	18	02	00	云川	R2	01	03	02	03	03	01	記入口	7和 34 0万14日

		総合振興計画上の位置で	うけ		実施計画候補								
基本目標	01)1 子どもの成長と生涯にわたる学びのまち											
分野	01	1 11 3 2 1/2											
施策	02	子育て家庭への経済的支援			● 対象外								
事業期間	平成	4年度 ~ 令和12年度											
根拠法令 通 達 等	戸田	戸田市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例 戸田市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例 施行規則 施行規則 施政方針											
事業区分	0	○ 法定受託事務 ● 自治事務のうち義務的なもの ○ 自治事務のうち任意のもの											
対象		に居住しているひとり親家庭等の18歳年度末まて で、前年所得が所得制限限度額を超えていない者		一定の障害がある場合は20歳ま	きで) とその母(父) 又は養								
事業目的		医療費の自己負担分を支給することにより、ひとり親家庭等の生活の安定と自立を支援し、ひとり親家庭等の福祉の増進を図る。											
事業内容	医療	医療保険制度で医療にかかった場合に、医療費の自己負担分を支給する。											
実施主体	■市	うによる単独直営 ■委託 (□3tか財団	□企業 [」市民·NPO) ■協働·協力	(市内医療機関等)								

2. 実施結果

			令和2年度		令和3年度		14年度		和5年度	令和6年度
			執行額(千円		予算額(千円)		(千円)		額 (千円)	計画額(千円)
			ひとり親家庭		ひとり親家庭	_	り親家庭	_	とり親家庭	ひとり親家庭
	톸	事業内容	等医療費支約	≙	等医療費支給	1	療費支給	1	医療費支給	等医療費支給
			事業		事業	事業		事	業	事業
事業		事業費	53,	553	63, 685		65, 149		63, 685	63, 685
美 の		国庫支出金		0	0		0		0	0
の予算	財源	県支出金	14,	839	17, 361		17, 361		17, 361	17, 361
算.	源「	起		0	0		0		0	0
実績	内一訳	その他		3	5		5		5	5
績	一般財源		38, 711		46, 319	47, 783			46, 319	46, 319
		 人 件 費	6, 162	. 36	6, 162. 36		6, 162. 36		6, 162. 36	6, 162. 36
	投入	常勤職員	0. 89	人	0.89人		0.89人		0.89人	0.89人
	人員	非常勤職員	1. 15	人	1.15人	1.15人			1.15人	1.15人
	事	 業費+人件費	59,	715	69, 847		71, 311		69, 847	69, 847
		七冊夕		単位	岩田 - 管点	2 - -	R1	標	R2目標	R3目標
		指標名		早心	説明・算定	<u>-</u> I(R 1		R2実績	R3実績
le	活動	事業の周知を図る	<u>, </u>	回	広報紙・HPへの掲	載		2		2 2
目標達成状	1			Ш				2	;	2 –
達	活動	年間医療費支給件	-数	件			18	3, 363	18, 36	3 21, 989
成	2			11			21	, 717	18, 47	
火	成果	医療費受給者数			年度末医療費受給	含者数	1	, 680	1, 680	0 1, 680
況	1			_^_				, 552	1, 48	
	成果	年間医療費支給金	â額	円			63, 782	-	60, 434, 00	
	2			' '			60, 723	946	50, 972, 93	2 –
		B:活動・成果の)いずれかを達成	.t						

B:活動・成果のいずれかを達成した。

目標達成 状況

の分析

<判断理由>

令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響により受診控えの期間があり、例年と比較して医療費支給金額が減 少した。

ひとり親世帯は、増加傾向がみられることから、今後においても適切に事業を実施していく。

			評価結果		施策の目標達成に向けて貢献しているか。
		30年度	1 年度	2 年度	A:施策の目標達成に大いに貢献している。
	施策への貢献度	А	А	А	< 判断理由> ひとり親家庭に対して、申請漏れのないよう本制度の周知を行っている。対象者の医療費の一部負担金を全額補助しており、経済的支援として大きく貢献している。
			評価結果		事業費・人件費の水準は適正か。
		30年度	1 年度	2 年度	B:経費は適正な範囲である。
	経費水準	В	В	В	<判断理由> 広報やHP等で適正受診を呼び掛け、関係各課及び機関との調整により他法優先 を徹底し、最小限の経費で行っている。
			評価結果		事業手法は適正か。
		30年度	1 年度	2 年度	B:事業手法は適正な内容である。
	事業手法	В В В			<判断理由> 市条例等に基づき、事務が適正に処理されている。現物給付については、審査支 払機関に業務委託し、効率的に実施している。
			評価結果		受益の公平性と負担の適正化は図られているか。
		30年度	1 年度	2 年度	B:受益・負担は適正な範囲である。
100	受益・負担の公平性	В	В	В	<判断理由> 適正な所得制限を設けつつ、必要な家庭に対して経済的負担軽減を行っており、 公平かつ適正な範囲といえる。

4. 令和2年度中に実施した見直し内容

	特になし
見直し内容	
	特になし
見直しの効果	

	○ 1 現状で継続	● 2 拡大して継続	○ 3縮小して継続	○ 4他事業と統合	○ 5休止						
	○ 6その他見直し	○令和4年度で終了	○令和3年度で終了	○令和2年度で終了							
事業の方向性	<判断理由>本制度の受給者(ひとり親世帯)の増加が見込まれ、事業費の増加も考えられるが、ひとり親支援の施策にであり、医療費の助成は適当と考える。また、令和5年1月診療分から埼玉県内において未就学児を対象に現物給付方式が導入されることに伴い、においても現物給付方式を導入し、就学児についても同様に埼玉県内現物給付方式を導入するよう対応して。										
今後の取組方針	適正受診についての	8発・周知を定期的に3	実施していく。なお、 で	トとり親家庭等医療費う	安定的に継続するため、 を給事務については、マ は、遅滞なく進めていく						

事務事業名	7	089	遺児	見手当	事業										
担当組織		こども健やか部					も家庭	支援室	<u> </u>		担当	i	医	療・手当担当	
組織コード	R3	18	02	00	会計・款・項・目・大事業・中事業	R3	01	03	02	03	04	01	記入日	令和 3年 6月14日	
小丘小队 一	R2	18	02	00		R2	01	03	02	03	04	01	ᇟᄉᆸ	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	

		総合振興計画上の位置つ	がけ		実施計画候補						
基本目標	01	子どもの成長と生涯にわたる学びのまち ○ 対象									
分野	01	子育て支援									
施策	02	子育て家庭への経済的支援			● 対象外						
事業期間	昭和	45年度 ~ 令和12年度									
根拠法令 通 達 等	戸田	田市遺児手当支給条例 関連計画 施政方針									
事業区分	0	○ 法定受託事務 ○ 自治事務のうち義務的なもの ● 自治事務のうち任意のもの									
対象	生計	を維持していた父又は母を死亡により失った児童	[(「遺児」)の保護	者							
事業目的	遺児 を図	の保護者に遺児手当を支給することにより、遺児 る。	!の心身の健やか	^な成長に寄与するとともに、 {	生活の向上と福祉の増進						
事業内容		に住民登録され、1年以上居住している遺児の保 月分から遺児1人につき月額6, 000円を9月									
実施主体	■市	īによる単独直営 □委託 (□3セク・財団	□企業 [□市民·NPO) □協働·協力	()						

2.	実施	結果								
			令和2年度 執行額(千円		令和3年度 予算額(千円)		14年度 [(千円)		日5年度 頃(千円)	令和6年度 計画額(千円)
		事業内容	遺児手当支約		遺児手当支給		手当支給		手当支給	遺児手当支給
事		事 業 費	5,	592	6, 516		6, 516		6, 516	6, 516
事業の予算		国庫支出金		0	0		0		0	0
予	財源	県支出金		0	0		0		0	0
	内 ├	起債		0	0		0		0	0
実績	訳	その他		0	0		0		0	0
小只		13-47-10-41-1		592	6, 516		6, 516	6, 516		6, 516
	±π. ¬	人 件 費	2, 42		2, 423. 4		2, 423. 4		2, 423. 4	2, 423. 4
	投入		0. 35 0. 05		0. 35 人		0. 35 人		0. 35 人	0. 35 人
	人員	₹		015	8, 939		8, 939		8, 939	8, 939
	7	指標名	0,	単位	説明・算定]式	R 1 目 R 1 実	-	R 2 目標 R 2 実績	R 3 目標 R 3 実績
損	活動 (1		事業PR	回	年間掲載回数			2 2		2 2 2
目標達成状況	活動 (2)			人	年度末の支給対象	児童数		90 88	90 88	
状況	成集	新規申請件数		件	年間新規申請件数	τ		10	10	
,,,	成果	遺児手当支給額		円	年間遺児手当支給	額	6, 000 5, 640	, 000	6, 000, 000 5, 592, 000	6, 516, 000
)いずれかを達成し	した。	L		2,010	,	2, 222, 000	
	票達成 犬況	<判断理由> 対象者には適切に案内をし、支給を実施した。								

の分析

		評価結果		施策の目標達成に向けて貢献しているか。					
	30年度	1 年度	2 年度	A:施策の目標達成に大いに貢献している。					
施策への貢献度	А	А	А	<判断理由> 受給に所得制限があるものの、遺児の健やかな成長のために効果がある。					
		評価結果		事業費・人件費の水準は適正か。					
	3 0 年度	1年度	2年度	A:経費の精査が十分になされている。					
経費水準	A A A		А	<判断理由> 受給者の所得確認を行い、適正に支払を行っている。また、システム等を使用しないため、経費は最小限となっている。					
		評価結果		事業手法は適正か。					
	30年度	1 年度	2年度	B:事業手法は適正な内容である。					
事業手法	В В В		В	<判断理由> 条例に基づき、事務が適正に処理されている。申請漏れのないよう案内をしている。					
		評価結果		受益の公平性と負担の適正化は図られているか。					
	30年度	1 年度	2年度	B:受益・負担は適正な範囲である。					
受益・負担の公平性	В	В	В	<判断理由> 手当支給は、受給者の所得で判定し決定するため、受益・負担は適正な範囲であるといえる。					

1	今和っ	年度市	に実施し	+_ F	すっちょ	内灾
4.	77 17 11 2	十岁十	ルチ心し	ノニカ	: 坦し	小八分

	特になし
見直し内容	
	特になし
見直しの効果	

	● 1 現状で継続	○ 2拡大して継続	○ 3縮小して継続	○ 4 他事業と統合	○ 5 休止
	○ 6 その他見直し	〇令和4年度で終了	○令和3年度で終了	○令和2年度で終了	
事業の方向性					なお、市の人口増加に伴 もあり得る)ので、現状
	適正に執行し、併せて	C本制度の周知を継続 L	、ていく。		
今後の取組方針					

	事務事業名	2	27763 ひとり親家庭等支援事業												
	担当組織	こども健やか部						も家庭	支援室	<u> </u>		担当	i	ع =	も家庭相談担当
ſ	組織コード	R3	18	02	00	会計・款・項・目・大事業・中事業	R3	01	03	02	03	05	01	記入日	令和 3年 6月17日
ı	小山小以 一 「	R2	18	02	00		R2	01	03	02	03	05	01	心人口	17年 5年 0月17日

		総合振興計画上の位置で	がけ		実施計画候補						
基本目標	01	子どもの成長と生涯にわたる学びのまち ○ 対象									
分野	01	子育て支援									
施策	02	子育て家庭への経済的支援			● 対象外						
事業期間	平成	20年度 ~ 令和12年度									
根拠法令 通 達 等	親世	母子及び父子並びに寡婦福祉法、障害者及びひとり 親世帯民間賃貸住宅家賃差額助成要綱、高齢者等民 間賃貸住宅入居支援事業実施要綱、他 施政方針									
事業区分	0	法定受託事務 ● 自治事務のうち義	義務的なもの	○ 自治事務のうち	任意のもの						
対象		支援教育訓練給付及びひとり親家庭高等職業訓練 あるひとり親家庭の父母	促進給付金:児	!童扶養手当の支給を受けてい	るか、又は同様の所得水						
事業目的	親家	り親家庭の自立支援のため、ひとり親の就職に役庭の雇用の促進を図る。また、住宅に関する支援 り、ひとり親家庭の居住の安定と福祉の向上を図	の実施や、ヘル								
事業内容	修学 常生 小中	より、ひとり親家庭の居住の安定と福祉の向上を図る。 立支援教育訓練給付金は教育訓練講座の受講費用を一部助成。高等職業訓練促進給付金は看護師などの資格取得のための 学中の生活費負担軽減のための助成。住宅関連支援は立ち退きによる転居の際の家賃差額の補助や債務保証料の助成。日 生活支援事業は病気などの際にヘルパーを派遣する、家事・育児の支援事業。子どもの学習支援事業はひとり親家庭等の 中学生を対象にし、ボランティアによる学習の支援を行う事業。ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業は の学び直しを支援するための、講座等の費用助成。養育費確保のため養育費保証契約に係る保証料の補助。									
実施主体	■ ਜੋ	īによる単独直営 □委託 (□3tウ·財団	□企業	」市民·NPO) □協働·協力	()						

2. 実施結果

<u> </u>	天心	<i>枯未</i>								
			令和2年度 執行額(千円		令和3年度 予算額(千円)] 4 年度 [(千円)		和5年度 額(千円)	令和6年度 計画額(千円)
			ひとり親家庭	Ī	ひとり親家庭	ひと	り親家庭	ひる	とり親家庭	ひとり親家庭
		事 業 内 容	の自立支援の ための支援事		の自立支援の ための支援事	の自立支援の ための支援事		の自立支援の ための支援事		の自立支援の ための支援事
			業	*	ための又接争 業	業	の又抜争	業	000又抜争	業
事業		事業費	51, 184		13, 413		11, 079		13, 663	13, 663
業		国庫支出金	11,	037	9, 675		9, 800		9, 800	9, 800
の予算	財	県支出金	18,	937	87		149		149	149
算・	財力の	起債		0	0		0		0	0
実績	訳	その他		0	3		3		3	3
績		一般財源	21,	210	10 3, 648		1, 127		3, 711	3, 711
		人 件 費 3		5. 8 3, 115. 8			3, 115. 8		3, 115. 8	3, 115. 8
	投入	常勤職員	0. 45	人	0.45人		0.45人		0.45人	0. 45 人
	人員	非常勤職員	0	人	0人		0人		0人	0人
	事	事業費+人件費	54,	300	300 16, 529		14, 195		16, 779	16, 779
		指標名		単位	説明・算定	式	R 1 目 R 1 実		R 2 目標 R 2 実績	R 3 目標 R 3 実績
┃	活動		るPR	0	広報・HP等掲載	(回数		2	2	
標	<u>〔</u> 活動		2支挥助成利田考		年間件数			2	2	2 –
廷	2		文 波 切		十间仟奴			0) –
目標達成状況	成集		能付助成年間件	件	年間助成件数			3	3	
沈	1		F II M + + - 1		左88 11. ☆ /1. *L			3	3	
	成果 ②			件	年間助成件数			8 10	8	8 8
		B:活動・成果 <i>の</i>		した。	ı		ı	·		
目末	票達瓦	大 <判断理由>								
11	/X X 19	~								

日保達成 状況

高等職業訓練促進給付金については、助成件数が8件あり、ひとり親家庭等の自立支援につながった。

状況 の分析

		評価結果		施策の目標達成に向けて貢献しているか。
	3 0 年度	1 年度	2年度	A:施策の目標達成に大いに貢献している。
施策への貢献度	A A A			<判断理由> ひとり親家庭の就労を支援し、自立するための施策として大変有効である。
	評価結果			事業費・人件費の水準は適正か。
	30年度	1 年度	2年度	B:経費は適正な範囲である。
経費水準	水準 B B B		В	<判断理由> 国・県の補助対象額に従って、適正に支払を行っている。
		評価結果		事業手法は適正か。
	30年度	1 年度	2年度	B:事業手法は適正な内容である。
事業手法	ВВВВ			<判断理由> 単なる扶助費の支払だけでなく、就業支援も行うことができている。
		評価結果		受益の公平性と負担の適正化は図られているか。
	30年度	1 年度	2年度	B:受益・負担は適正な範囲である。
受益・負担の公平性	В	В	В	<判断理由> 所得・課税状況により助成額を決定しており、適正といえる。

4. 令和2年度中に実施した見直し内容

見直し内容	令和3年度予算要求に際し、「子どもの学習支援」と「子どもの第三の居場所」について、新たに設けた「子どもの生活支援事業」に移管する見直しを行い、事業ごとに想定する支援対象者の整理を図った。
見直しの効果	支援対象者の整理を行うことで業務の効率的な実施につなげていく。

	○ 1現状で継続	● 2拡大して継続	○ 3縮小して継続	〇 4他事業と統合	○ 5休止					
	○ 6 その他見直し	〇 令和 4 年度で終了	〇 令和3年度で終了	○令和2年度で終了						
事業の方向性	〈判断理由〉 ひとり親家庭の福祉向上及び生活支援として必要な事業であり、ひとり親家庭への経済的支援や就労に繋げていく支援を行うことで、自立に向けての効果がみられる。 また、様々な困難を抱えている、生活が困難な状況にあるすべての世帯と子ども達を支援する為、多方面にわたる対策を総合的に推進していくなかで、特に、養育費の確保について新たに取り組んでいく。									
今後の取組方針	ク等と連携し、引き組 令和3年度より、「- 援事業」において実施	売き、経済的な自立に「 子どもの学習支援」と 施していく見直しを行っ	向けた支援を行っていく 「子どもの第三の居場所	、。 f」について、新たに J親家庭等支援事業」。	福祉部門やハローワー 设けた「子どもの生活支 としては既存事業に引き					

事務事業名	52	52227 ひとり親世帯臨時特別給付金支給事業												
担当組織			こども	健やな	か部	こど	も家庭	支援室	<u> </u>		担当	i	ع =	も家庭相談担当
組織コード	R3	18	02	00	会計・款・項・目・大事業・中事業	R3	01	03	02	03	06	01	記入日	令和 3年 6月10日
小丘小队 一	R2 18 02 00 An W 4		Z 1 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7	R2	01	03	02	03	07	01	心人口	1 114 04 07 104		

	実施計画候補		
基本目標	01	子どもの成長と生涯にわたる学びのまち	〇 対象
分野	01	子育て支援	
施策	02	子育て家庭への経済的支援	● 対象外
事業期間	令和	2年度 ~ 令和2年度	
根拠法令 通 達 等	'	労働省通知(令和2年6月17日付け) 市ひとり親世帯臨時特別給付金支給事業実施要 関連計画 施政方針	
事業区分	0	法定受託事務 ● 自治事務のうち義務的なもの ○ 自治事務のうち	任意のもの
対象	実施	要綱における、①児童扶養手当受給者、②公的年金給付等受給者、③家計急変者の3類型。	
事業目的		コロナウイルス感染症の影響により、子育てと仕事を一人で担う低所得のひとり親世帯につい 増加や収入の減少などにより特に大きな困難が心身等に生じていることを踏まえ、こうした世	
事業内容	子以	要綱における、①児童扶養手当受給者、②公的年金給付等受給者、③家計急変者の3類型に対降1人につき3万円の基本給付を行う。また、①②について、収入が減少していることを要件を行う。	
実施主体	■市	「による単独直営 □委託 (□3tク・財団 □企業 □市民·NPO) □協働・協力	()

2. 実施結果

<u> </u>	<i>美胞</i>	厄未							
			令和2年度		令和3年度		4 年度	令和5年度	令和6年度
			執行額(千円		予算額 (千円)	計画額	(千円)	計画額(千円)	計画額(千円)
			ひとり親世帯		ひとり親世帯				
		事 業 内 容	臨時特別給何	t	臨時特別給付				
			員支給事業		員支給事業				
事		事業費	140,	144	1		0	0	0
未		国庫支出金	140,	144	0		0	0	0
事業の予算	財	県支出金		0	0		0	0	0
身・	財 源 訳	起 債		0	0		0	0	0
実績	訳	その他		0	0		0	0	0
績 		一般財源		0	1		0	0	0
		人 件 費	3,	462	69. 24		0	0	0
	投入 常勤職員		0. 5	人	0.01人		0人	0人	0人
	人員	非常勤職員	0	人	0人		0人	0人	0人
	事	業費+人件費	143,	606	70	0		0	0
		指標名		単位	説明・算定	:式	R 1 🗏		
	・ナモ		- 1 7 12 4 5				R 1 実	R 2 実績	
且	活動 ①		よる周知	回	広報1回、通知1	쁘			2 –
標	活動				申出があった件数	h			0
目標達成状況	2		***	件	тш <i>и из эт</i> спу	`			0 –
状	成果								
沈	1								_
	成果					}		+	_
		一:未設定		I	ı				
l _{⊟≴}	票達成	> <判断理由>							
		令和2年度事業で	ぶあるため 。						
	犬況								
の	分析								

<i>3.評価結果</i>										
		評価結果		施策の目標達成に向けて貢献しているか。						
	30年度	1 年度	2 年度	一:未設定						
 施策への貢献度				<判断理由>						
	_	_	_							
		評価結果		事業費・人件費の水準は適正か。						
	3 0 年度	1 年度	2年度	一:未設定						
と 経費水準				<判断理由>						
	_	_	_							
		評価結果		事業手法は適正か。						
	30年度	1 年度	2年度	一:未設定						
事業手法				<判断理由>						
	_	_	_							
		評価結果		受益の公平性と負担の適正化は図られているか。						
	3 0 年度	1 年度	2年度	一:未設定						
受益・負担の公平性				<判断理由>						
	_	_	_							
	1	ı	1							

4.	令和2	年度中	に実施し	た見直し	し内容
	13 14 2	$-i\mathbf{x}$			<i></i>

見直し内容	
見直しの効果	

	〇 1 現状で継続	○ 2拡大して継続	○3縮小して継続	〇 4 他事業と統合	○ 5休止
	○ 6 その他見直し	〇令和4年度で終了	● 令和3年度で終了	〇 令和 2 年度で終了	
事業の方向性		感染症対策としての臨 区還金が発生した場合は			
	単年度事業である。				
今後の取組方針					

	事務事業名	5	52193 子育て支援臨時給付金(児童扶養手当分)支給事業													
I	担当組織			こども	健やな	か部	こども家庭支援室					担当	i	ع =	さも家庭相談担当	
ſ	組織コード	R3	18	02	00	会計・款・項・目・大事業・中事業	R3	01	03	02	03	06	98	記入日	令和 3年 6月10日	
ı	小口小以 一 「	R2 18		02	00		R2	01	03	02	03	06	01	心人口	1741 04 05 10 1	

		総合	合振興計	画上の位置で	がけ			実施計画候補
基本目標	01	子どもの成長と生涯に	わたる学び	ぶのまち				〇 対象
分野	01	子育て支援						
施策	02	子育て家庭への経済的	支援					● 対象外
事業期間	令和	2年度 ~ 令和2年度						
根拠法令 通 達 等	戸田 施要	市子育て支援臨時給付金 綱						
事業区分	0	法定受託事務	〇自	治事務のうち義	養務的なもの	•	自治事務のうち	任意のもの
対象	児童	扶養手当の令和2年4月	分の支給	の対象者となる	者(生活保護†	世帯を除く)		
事業目的		コロナウイルス感染症 <i>の</i> する。)感染拡大	に伴う経済環境	の悪化に係るで	ひとり親世帯へ	の支援として、	子育て世帯臨時給付金を
事業内容		扶養手当の令和2年4月 給付金を支給する。	分の支給	の対象者となる	者(生活保護)	世帯を除く)に	対し、1世帯あ	たり3万円の子育て世帯
実施主体	■ 市	īによる単独直営	□委託	(□3セク・財団	□企業	□市民·NPO)	□協働・協力	()

2. 実施結果

	大川也 1	<i>1</i> 2/N							
			令和2年度		令和3年度	令和	14年度	令和5年度	令和6年度
			執行額(千円)	予算額(千円)	計画額	[(千円)	計画額(千円)	計画額(千円)
			子育て支援闘						
		事業内容	時給付金(児	₹					
		T W 11 11	童扶養手当分	}					
)支給事業						
事		事業費	18,	677	0		0	0	0
業		国庫支出金		0	0		0	0	0
事業の予算	財源	県支出金		0	0		0	0	0
算	源	起債		0	0		0	0	0
実績	内一訳	その他		0	0		0	0	0
 績		一般財源	18,	677	0		0	0	0
		人件費	1,	731	0	0		0	0
	投入 常勤職員		0. 25	人	0人		0人	0人	0人
	人員	非常勤職員 0		人	0人	0人		0人	0人
	事	業費+人件費	20, 408		0	0		0	0
		指標名		単位	説明・算定	式	R1		
	ンナエ						R 1 実	R 2 実績	
且	活動 ①	広報、個別通知に	よる周知	回	広報1回、通知1	回			2 -
標	活動	贈与契約の辞退件	- 米h		申出があった件数	h			0
目標達成状況	2	カラス かいの 中区 日	- 4X	件	中田がめ 万に円刻				0 –
状	成果								
冼	1								
	成果								_
		一:未設定		ı			ı		
l _⊟ ŧ	票達成	<判断理由>							
		令和2年度事業で	· あるため						
1	犬況		. 0, 0, 1, 0, 0						
0	分析								

3.計価和末									
		評価結果		施策の目標達成に向けて貢献しているか。					
	30年度	1 年度	2年度	一:未設定					
施策への貢献度	I	I	_	<判断理由>					
		評価結果		事業費・人件費の水準は適正か。					
	30年度	一:未設定							
経費水準	I	I	_	<判断理由>					
		評価結果		事業手法は適正か。					
	30年度	1 年度	2年度	一:未設定					
事業手法	ı	I	_	<判断理由>					
		評価結果		受益の公平性と負担の適正化は図られているか。					
	30年度	1 年度	2 年度	一:未設定					
受益・負担の公平性	1	_	_	<判断理由>					

4	令和2	年度中	に実施し	た見直し	1.内容
τ .	131711 ~	T/X 'I'	1 	ノーンじほり	ファッコ

見直し内容	
見直しの効果	

	〇 1 現状で継続	○ 2 拡大して継続	○ 3縮小して継続	〇 4 他事業と統合	〇 5休止
	○6その他見直し	〇 令和 4 年度で終了	〇 令和3年度で終了	●令和2年度で終了	
事業の方向性	<判断理由> 新型コロナウイルス!	感染症対策としての臨	寺的な事業であるため。		
今後の取組方針	単年度事業である。				

事務事業名	51	1439	施言	没等利	间用給付事業 									
担当組織			こども	健やな	か部	保	育幼稚	園課			担当	i	管	理・給付担当
組織コード	R3	18	04	00	会計・款・項・目・大事業・中事業	R3	01	03	02	02	12	01	記入日	令和 3年 6月 9日
和献コート	R2	18	04	00	云司 "从"员"八争未"中争未	R2	01	03	02	02	13	01	心人口	1 1141 04 07 91 1

		総合振興計画上の位置つ	がけ		実施計画候補						
基本目標	01	子どもの成長と生涯にわたる学びのまち			〇 対象						
分野	01	子育て支援									
施策	02	子育て家庭への経済的支援		」 ● 対象外							
事業期間	令和	令和元年度 ~									
根拠法令 通 達 等	子ど	も・子育て支援法	事業計画								
事業区分	0	法定受託事務 ● 自治事務のうち義	務的なもの	○ 自治事務のうち	任意のもの						
対象	子育	てのための施設等利用給付の認定を受けた申請者	Ť								
事業目的		急速な少子化の進行並びに幼児期の教育及び保育の重要性に鑑み、総合的な少子化対策を推進する一環として、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るため、市の確認を受けた幼児期の教育及び保育等を行なう施設等の利用に関する給付を行う。									
事業内容	利用 主な	支給要件を満たした認定子どもが利用した際に要した費用(子育てのための施設等利用給付費)を給付する。 利用した施設や利用方法に応じ、現物給付や償還払いを実施することとなる。 主な対象は、未移行幼稚園の保育料、未移行幼稚園の預かり保育利用料及び認可外保育施設の保育料並びに一時預かり保育 事業、病児保育事業及びファミリー・サポート・センター事業等を利用した際の利用料となる。									
実施主体	■市	「による単独直営 □委託 (□3tク・財団	□企業 [□市民·NPO) □協働·協力	()						

2. 実施結果

			令和2年度		令和3年度	令和	14年度	令	和5年度	令和6年度
			執行額(千円)	予算額 (千円)	計画額	[(千円)	計画	i額(千円)	計画額(千円)
			法令に基づく	(法令に基づく	法令	に基づく	法	令に基づく	法令に基づく
	I	事業内容	施設等利用費	•	施設等利用費	施設等利用費		施設等利用費		施設等利用費
			の支給を行う	5	の支給を行う	の支	の支給を行う		支給を行う	の支給を行う
			0		0	0		٥		0
事		事 業 費	676,	280	785, 736		825, 022		825, 022	825, 022
 あ		国庫支出金	409,	890	391, 971		412, 511		412, 511	412, 511
事業の予算	財	県支出金	162,	239	195, 985		206, 255		206, 255	206, 255
算	財 源 内 訳	起 債		0	0		0		0	0
実績	訳	その他		0	0		0		0	0
績		一般財源	104, 151		197, 780	206, 256		206, 256		206, 256
		人 件 費	6,	924	6, 924		6, 924		6, 924	6, 924
	投入	常勤職員	1	人	1人		1人		1人	1人
	人員	非常勤職員	2人		2人		2人		2人	2人
	事	 業費+人件費	683,	204	792, 660		831, 946	831, 946		831, 946
		 指標名		単位	説明・算定	, <u> +</u> R1		標	R2目標	R3目標
		扫标石		平位	一	<u>:</u> I(R 1 実	[績	R2実績	R3実績
le	活動	給付費支給施設数	t	康	確認を経た特定子	~ども・		46	48	3 50
標	1				子育て支援施設数	t		52	50	ŝ –
目標達成状況	活動 ②									_
状	成果	給付費支給人数			施設等利用給付認	定者数	3	, 761	2, 329	9 2, 500
況	1						2		2, 198	
	成果									
	2									_
		B:活動・成果の	いずれかを達成し	した。						

B:活動・成果のいずれかを達成した。

目標達成 状況 の分析 <判断理由>

施設数においては、ベビーシッターの届出が廃止となった件数もあったものの、新規の届出も多かった。一方、給付費の支給対象となる人数は、幼稚園や認可外保育施設利用者数が伸び悩んだため、目標を下回った。

		評価結果		施策の目標達成に向けて貢献しているか。					
	30年度	1 年度	2年度	A:施策の目標達成に大いに貢献している。					
施策への貢献度	A A A			<判断理由> 幼児教育・保育を利用する対象者全ての方へ給付を行うことで、子育て家庭への経済的負担の軽減を図っている。					
		評価結果		事業費・人件費の水準は適正か。					
	30年度	1 年度	2年度	A:経費の精査が十分になされている。					
経費水準	А	А	А	<判断理由> 膨大な対象者への給付を適切に行うために必要な経費を投入している。					
		評価結果		事業手法は適正か。					
	3 0 年度	1 年度	2年度	A:事業手法は工夫され、非常に効率的・効果的である。					
事業手法	A A A			<判断理由> 事業者(幼稚園、保育施設等)と連携しながらの事業であるため、支給方法、支 給回数などを工夫し、取り組んでいる。					
		評価結果		受益の公平性と負担の適正化は図られているか。					
	30年度	1 年度	2年度	A:受益・負担は十分な検討、見直しを実施している。					
受益・負担の公平性	А	А	А	<判断理由> 国が示す給付水準に基づき実施しているため、適正であるといえる。					

4. 令和2年度中に実施した見直し内容

	特になし
見直し内容	
	特になし
見直しの効果	

	● 1現状で継続	○2拡大して継続	○ 3 縮小して継続	○ 4他事業と統合	○ 5休止
	○ 6その他見直し	〇 令和 4 年度で終了	〇 令和3年度で終了	○ 令和 2 年度で終了	
事業の方向性			今年度と同様な予算、人員等の配置拡大が必要な		るが、対象者の増加等も
今後の取組方針	基準を満たしている	かの確認調査(監査)	を実施していくこととな を実施していく必要も生 近隣市と連携、調整し	こじてくる。現物給付、	

	事務事業名	7	7092 家庭保育室保育事業												
	担当組織	こども健やか部					保	育幼稚	園課			担当	i	管	理・給付担当
	組織コード	R3	18	04	00	会計・款・項・目・大事業・中事業	R3	01	03	02	02	98	95	記入日	令和 3年 6月 9日
		R2	18	04	00	云前、秋、境、白、人事業、中事業	R2	01	03	02	02	03	01	記入口	1 774 34 0A 9D

		総合振興計画上の位置づ	うけ		実施計画候補							
基本目標	01	子どもの成長と生涯にわたる学びのまち			〇 対象							
分野	01	子育て支援										
施策	02	子育て家庭への経済的支援		● 対象外								
事業期間	昭和	昭和48年度 ~ 令和2年度										
根拠法令 通 達 等	家庭 戸田	市家庭保育室事業実施要綱 保育室等運営費補助事業実施要綱(埼玉県) 市認可外保育施設指導監督要綱 市指定家庭保育室等保育料軽減事業実施要綱	菲業計画									
事業区分	0	○ 法定受託事務 ○ 自治事務のうち義務的なもの ● 自治事務のうち任意のもの										
対象	保護	者の就労又は疾病等により、保育が必要な児童										
事業目的	家庭	保育室において、保護者の就労又は疾病により保	育が必要な児童	を保育することにより、児童 (の福祉の増進を図る。							
事業内容	市が定める要件に適合し、市との委託契約に基づいて児童の保育を実施する家庭保育室を指定し、その運営に対して補助金を支出する。また、保育室在籍児童の保護者に対して保育料の助成を行う。											
実施主体	■市	「による単独直営 □委託 (□3th・財団	□企業 [□市民·NPO) □協働·協力	()							

2. 実施結果

			令和2年度		令和3年度				3和5年度	令和6年度
			執行額(千円		予算額 (千円)		計画額(千円) 計画額(千円)		計画額(千円)	
	事業内容施		入所児童及び 施設に対する 補助		事業廃止	事業	廃止	事	業廃止	事業廃止
事業の予算・		事業費	1,	358	0		0		0	0
	国庫支出金		0		0	0			0	0
	財源内訳	県支出金	55		0		0	0 0		0
		起 債		0	0		0		0	0
実績		その他		0	0		0		0	0
額	一般財源		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	303	0		0		0	0
	人 件 費 2,0			7. 2	0		0		0	0
	投入	常勤職員	0. 3	人	0人		0人		0人	0人
	人員	人員 非常勤職員		人	0人		0人		0人	0人
	事業費+人件費 3,4			435	0		0		0	0
目標達成状況	指標名			単位	説明・算定]式	R1目 R1実		R 2 目標 R 2 実績	
	活動 ①	家庭保育室指定件	+数	力所	年間を通じ、家庭 の指定件数	E 保育室		4		2 -
	活動 ②									_
	成果	延べ入所児童数	皇 童数		年間を通じ、家庭 の延べ利用件数	E保育室		100 72		8 –
	成果									_
	B:活動・成果のいずれかを達成した。								1	

B:活動・成果のいずれかを達成した。

目標達成 状況 の分析 <判断理由>
認可保育所を希望する保育需要の多さや待機児童の減少により、家庭保育室を利用する対象者の減少が続いている。

	評価結果			施策の目標達成に向けて貢献しているか。			
	3 0 年度	1年度	2年度	B:施策の目標達成に貢献している。			
施策への貢献度	В	В	В	<判断理由> 認可保育園では対応しきれない多様なニーズに応え、子育て世帯の支援を行っている。			
	評価結果			事業費・人件費の水準は適正か。			
	30年度	1 年度	2年度	B:経費は適正な範囲である。			
経費水準	В	В	В	<判断理由> 県補助金を活用して、施設の運営を補助し、施設の運営及び保育内容の充実を図っている。			
	評価結果			事業手法は適正か。			
	30年度	1 年度	2年度	B:事業手法は適正な内容である。			
事業手法	В	В	В	<判断理由> 市が定める要件に適合した家庭保育室を指定し、保育を実施することで認可保育 施設の待機児童解消を図っている。			
	評価結果			受益の公平性と負担の適正化は図られているか。			
	30年度	1 年度	2年度	A:受益・負担は十分な検討、見直しを実施している。			
受益・負担の公平性	А	А	А	<判断理由> 戸田市指定家庭保育室保育料軽減助成金制度により、認可保育施設利用者との保育料の格差を小さくすることにより、家庭保育室利用児童世帯の経済的支援を軽減している。			

4. 令和2年度中に実施した見直し内容

	利用児童数の減少もあり、事業を継続するか検討した。						
見直し内容							
	検討の結果、令和3年度より事業を終了することとなった。						
見直しの効果							

	○ 1現状で継続	○ 2 拡大して継続	○ 3縮小して継続	○ 4 他事業と統合	○ 5休止
	○ 6 その他見直し	〇 令和 4 年度で終了	〇 令和3年度で終了	●令和2年度で終了	
事業の方向性		始された子ども・子育で 縮小して継続したが、そ			育事業施設へ移行した。 D減少もあり、終了する
今後の取組方針	業施設等への移行を対		小を図っており、令和 2	2年度については、一部	R育室から小規模保育事 形を縮小して継続したが